

介護老人保健施設ハートランド桶川 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、医療法人財団 聖蹟会（以下「事業者」という。）が開設する介護老人保健施設ハートランド桶川（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 3 事業の提供に当たり、病状が安定期にあり、診察に基づき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた要介護者（要支援者）とする。
 - 4 事業は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 5 自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図ることとする。
 - 6 事業の実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、療養上必要とされる事項等について理解しやすいよう説明を行うこととする。
 - 7 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境等の把握に努め、適切なサービスを提供する。
 - 8 地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 介護老人保健施設ハートランド桶川
- （2）所在地 埼玉県桶川市坂田1725番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤医師と兼務）
管理者は、従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- （2）理学療法士等 1名以上（常勤兼務職員）
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、管理者の指示により訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション）を作成し、事業の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- （1）営 業 日 月曜日から土曜日までとする。なお、「国民の祝日」については営業を行う。

ただし、12月31日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時50分から午後5時30分までとする。
サービス提供時間 午前9時30分から午後4時50分までとする。

(指定訪問リハビリテーション等の内容)

第6条 事業は、管理者の指示に基づき、利用者の心身の機能の回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に沿って行う。当該計画は利用者及びその家族に説明し、利用者の同意を得るとともに交付する。

(指定訪問リハビリテーション等の利用料その他の費用の額)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、事業が法定代理受領サービスであるときは、基準額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。利用料は、別紙料金表による。

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1km当たり50円とする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、桶川市とする。

(苦情処理)

第9条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 提供した事業に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供事業に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した事業に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力する。

(事故発生時の対応)

第10条 事業の提供により事故が発生した場合に、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所又は地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第11条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するために、必要な措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等に関する事項)

第13条 感染症や非常災害の発生時、利用者への事業を継続的に実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に基づき必要な措置を講じる。

- (1) 従業者に対し、業務継続計画について周知する。
- (2) 感染症や非常災害が発生した場合に備えての研修と訓練を定期的実施する。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行う。

(衛生管理に関する事項)

第14条 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講じる。

- (1) 感染対策委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための研修と訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
 - 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人財団聖蹟会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成24年12月 1日より施行する。
この運営規程は、平成26年 4月 1日より施行する。
この運営規程は、平成27年 4月 1日より施行する。
この運営規程は、平成27年 8月 1日より施行する。
この運営規程は、平成30年 8月 1日より施行する。
この運営規程は、令和 6年 6月 1日より施行する。